

第1回 三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す 用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会 議事録

1 日 時 令和5年12月26日（火） 13：30～14：30

2 場 所 三浦市役所 4階 第一會議室

3 議 題

- (1) 会長及び副会長の選任
- (2) 諮問
- (3) 三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領（案）について
- (4) 三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト募集要項（案）について

4 出席者

- (1) 委員 馬場 治 委員（東京海洋大学 名誉教授）
川崎 一泰 委員（中央大学総合政策学部 教授）
佐藤 宏亮 委員（芝浦工業大学建築学部建築学科 教授）
原田 幸子 委員（東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科 准教授）
星野 拓吉 委員（三浦市 副市長）
- (2) 事務局 三浦市市長室 徳江室長
小林統括課長
鈴木主査
根本主任
一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所 浪川氏、大島氏、藤野氏

- 5 資 料
 - 資料1 次第
 - 資料2 委員名簿
 - 資料3 会長及び副会長の選任について
 - 資料4 諮問書
 - 資料5 三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領（案）
 - 資料5-2 三浦市と興和株式会社、株式会社安田造船所及びエスパシオミサキマリンリゾート株式会社との地域包括連携に関する協定書
 - 資料5-3 公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領
 - 資料6 興和グループ提案「三崎港再構築プロジェクト」（令和5年1月）
 - 資料7 三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト募集要項（案）
 - 資料8 三崎漁港グランドデザイン（令和5年1月）
 - 資料8-2 令和5年度 第1回三崎漁港グランドデザイン推進会議出席者名簿

6 議 事

開会

【事務局】

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。三浦市市長室長 徳江でございます。本日の会議開催に先立ちまして、皆様には委員就任にご承諾いただき誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましては、三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会条例第3条及び第4条の規定に基づき委員をお願いいたしました。任期は、第2条に規定する所掌事項に係る調査、審議が終了するまでの期間となっておりますので、よろしくお願ひいたします。今回のプロジェクトについて少しだけ私の方でお話をさせていただきます。三浦市は財政力の弱さなどから公民連携に積極的に取組んできました。馬場先生、川崎先生にお世話になっている三崎漁港グランドデザインもその1つです。直近では市役所庁舎の移転について、民間事業者による庁舎のデザインビルト及び民間施設整備を一体的に行う市民交流拠点形成を目指すプロジェクトも行っており、こちらでも川崎先生、佐藤先生にお世話になっています。このプロジェクトは公民連携のフル活用事業として実施してきましたが、今回の新しいプロジェクトについては市民ホールなどの公共施設、うらりマルシェという産直施設などについて民間の財力も活用しての整備を目指すことから、これまで以上の公民連携事業となると考えています。前例のないプロジェクトになりますが、成功させるためにも委員の皆様のお力を借りしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以降は市長室統括課長の小林が司会、進行をさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、市長室統括課長の小林です。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、会議資料の確認をさせていただきます。資料一覧に記載のとおり資料1から資料8まで、お手元に配布させていただいております。資料の不足等はございませんでしょうか。それでは、ただ今より、第1回審議会を開会させていただきます。

まず、資料2 委員名簿に基づき、皆様のご紹介させていただきます。東京海洋大学名誉教授 馬場委員でございます。馬場委員には、三崎漁港グランドデザインとの連携等の観点を踏まえて、ご意見をいただきたいと考えております。

中央大学総合政策学部教授 川崎委員でございます。川崎委員には、公民連携（PPP）の観点からご意見をいただきたいと考えております。

芝浦工業大学建築学部建築学科教授 佐藤委員でございます。佐藤委員には、施設等の建築の観点からご意見をいただきたいと考えております。

東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科准教授 原田委員でございます。原田委員には、海業振興の観点からご意見をいただきたいと考えております。

続いて、市職員より、副市長 星野委員でございます。

本日は条例設置後、初めて招集する会議となるため、条例附則の規定により、市長が招集しております。会長が選出されるまでの間、私が会議の進行をさせていただきます。

議題（1）会長及び副会長の選任

【事務局】 それでは、議事に入らせていただきます。議題（1）会長及び副会長の選任についてでございます。お手元の資料3 会長及び副会長の選任についてをご覧ください。審議会条例第5条第2項の規定により、会長の選任は委員の選挙により選出し、副会長は会長が指名するところとなっております。会長の選任にあたり、選挙の方法などについて、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【○○委員】 会長には、三浦市に長年貢献しておられ、事情もよくご存知である馬場委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 ただいま、○○委員から、会長は馬場委員にお願いしてはどうか、というご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

«「異議なし」の声»

【事務局】 ありがとうございます。それでは、会長につきましては、馬場委員にお願いしたいと存じますが、馬場委員いかがでしょうか。

【馬場委員】 ご推薦でございますので、お引き受けさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、副会長につきまして、条例の規定により会長が指名することになっておりますが、馬場会長いかがでしょうか。

【馬場委員】 副会長は、グランドデザインの委員会にも参加されている川崎委員にお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。川崎委員いかがでしょうか。

【川崎委員】 ご指名でございますので、務めさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、会長は馬場委員、副会長は川崎委員とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。この後の議事につきましては、馬場会長に議長をお願いいたします。どうぞ、よろ

しくお願ひいたします。

«馬場委員は議長席へ移動»

【議長】 それでは、これより議事進行について、私の方で進めさせていただきます。

まず、議事を進めるにあたり、審議会規則第3条第3項の規定により、署名委員2名を指名することとなっておりますので、本日の署名委員を、佐藤委員と星野委員にお願いしたいと思います。両委員には、後日、議事録への署名をお願いいたします。

なお、三浦市情報公開条例第18条では、会議を公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会の総意がある場合には非公開とすることができる旨が規定されております。

本審議会が事業者選定という議題であり、募集要項等の内容が公表前に外部に出ることを防ぐ必要があることや、事業者選定における円滑な議事運営を図るため、会議は非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

«「異議なし」の声»

それでは、本審議会は非公開といたします。また、例規において規定はありませんが、第1回から最終回までの議事録につきましては、全ての会議が終了した後に、発言者名を匿名とした上で、市ホームページ等で原則、公開するものといたしますのでよろしくお願ひいたします。

議題（2） 諒問

【議長】 それでは、議題（2）諒問について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 資料4 諒問書をご覧ください。諒問事項は、諒問書に記載のとおり（1）事業者の募集に関する事項について、（2）事業者の選定基準について及び（3）事業者の選定についての各項目につきまして、委員の皆様にご審議をお願いするものです。説明は、以上です。

議題（3）三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領（案）について

【議長】 それでは、議題（3）三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 資料5 三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領（案）をご覧ください。本要領は、1 楽旨に記載のとおり、公民連携によりうらりマルシェの改修を含めた新しい海業振興プロジェクトを実現するた

めに、広く民間事業者の皆様からアイデアを募り事業化を目指すことを目的としています。

次に、本要領作成に至る経過について説明いたします。資料7 三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト募集要項（案）1ページの1 はじめにをご覧ください。三浦市では昭和60年代に全国で初めて「海業」をキーワードとして掲げて地域活性化に取組み始め、うらりマルシェや三浦市二町谷地区海業振興を目指す用地利活用プロジェクトなどに取組み、一定の成果を上げてきました。令和4年に水産基本計画、漁港漁場整備長期計画において海業が取り入れられたことを契機として、三浦市では本年を海業元年と位置付け、海業による地域活性化にさらに注力しているところです。三崎漁港の現状としてはサンポートみさきの廃業による更地化、超低温冷蔵庫の建替による水産機能の集積など、様々な新しい動きがあります。さらに、うらりマルシェは平成13年7月の開業から大規模改修を行っておらず老朽化が進んでいます。海業元年である本年、これらの課題の解消に向けて検討を行ってきたところ、令和5年1月に興和グループからうらりマルシェの改修を含めた三崎漁港（本港地区・新港地区）における公民連携による海業振興事業の提案を受けました。

提案内容については資料6 興和グループ提案「三崎港再構築プロジェクト」（令和5年1月）をご覧ください。この資料の提案は、事業者の自己負担を前提とした公民連携事業として、うらりマルシェの改修や周辺活用による海業振興の可能性など、課題解消への貢献度が高いと考えられる内容となっています。

提案者である興和グループにつきましては資料5-2 三浦市と興和株式会社、株式会社安田造船所及びエスパシオミサキマリンリゾート株式会社との地域包括連携に関する協定書をご覧ください。こちらは令和3年に締結しており、二町谷地区及び周辺の土地を対象として相互の連携を強化し、更なる海業の発展と地域の活性化を図ることを定めています。こうした協定書に基づき、前述の提案がなされました。

当該提案を正式なものとして取り扱うために、三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領を制定し、実施することとしました。

次に、資料5-3 公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領をご覧ください。令和4年10月27日に内閣総理大臣により決定されたこちらの要領の趣旨に鑑み、実施方針に寄与した程度を勘案して当該提案を行った民間事業者を適切に評価するため、事業者選定において評価項目の5%をインセンティブとして加点することを定めています。こちらの要領ではPFI法に基づく事業だけではなく、第5項においてPFI法に基づかない提案及びPFI事業以外の民間提案を活用した官民連携事業においても実施要領に準じた取組の実施を積極的に検討することとされており、本市でもこの制度の活用を図るために要領

を定めるものです。以上で議案3の説明を終わります。

【議長】 ただいまの説明に関しまして、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

【〇〇委員】 提案者に付与するインセンティブについて、評価項目合計点（満点）の5%のことですが、その数値の根拠はなんでしょうか。

【事務局】 資料5-3 公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領の3ページをご覧ください。内閣府による民間提案による加点の得点配分の考え方の例として5%から10%との記載があり、この基準に基づき下限の5%としております。

【〇〇委員】 資料6の位置付けですが、こちらは興和グループからの提案資料の一部ということで良いでしょうか。

【事務局】 令和5年1月に興和グループより提案された資料の抜粋版でございます。

【議長】 修正点のご指摘がないようなので、本件については案のとおり決定してよろしいでしょうか。

«「異議なし」の声»

本件は、案のとおり決定しました。

議題（4）三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト 募集要項（案）

【議長】 それでは、引き続き議題（4）三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト募集要項（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 ご説明いたします。資料7 三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト募集要項（案）をご覧ください。1ページにつきましては先程ご説明しましたので省略いたします。2ページ、事業内容についてご説明いたします。本事業名称は（仮称）新海業プロジェクトといたします。

次に、コンセプトですが、本プロジェクトの事業用地を含む三崎漁港（本港地区・新港地区）は、三崎漁港グランドデザインの主要な対象地であることから、グランドデザインで掲げる課題を踏まえ、三崎漁港（本港地区及び新港地区）における水産業・海業の振興と密接な連携を図りながら、うらりマルシェの改修及び三浦市が指定する事業用地を活用して、海業による滞在時間の延長や、老朽化した既存の集客資源の更新による魅力の向上、地区の魅力向上を図り三崎漁港の魅力を高めるこ

ととします。

ここで三崎漁港グランドデザインについて、簡単にご説明いたします。

資料8 三崎漁港グランドデザイン（令和5年11月）をご覧ください。

グランドデザインは、歴史的及び規模の点で三浦市の重要な資産である三崎漁港を、近隣の市有地も含めてより魅力的な漁港に変えることで関係人口の増加を目指すアクションプランとして策定しております。グランドデザインは、本日ご出席の馬場委員、川崎委員など学識経験者の皆様、みうら漁協や三崎水産物協同組合などの漁業関係者、商工会議所、観光協会、うらりマルシェを運営する三浦海業公社などの地域の関係者のほか、神奈川県水産課や観光課など行政関係者で組織する会議で議論し、決定されたものです。資料8の16ページをご覧ください。朱書きになっている部分にて今回の事業用地を新海業ゾーンとして位置付け、課題やその改善に向けた取組を行っていくことを示しています。この取組の推進については令和5年11月16日開催のグランドデザイン推進会議にて協議いただき、新たな取組として記載されています。

資料7にお戻りください。3ページ、事業用地について、ここでは①うらりマルシェから水産物集配施設までの範囲1.7ha、②新港駐車場の0.4ha、③県漁連直売所から三崎マグロ加工センターまでの0.9ha、計3.0haを事業用地とすることを示しています。ただし書きとしまして、うらりマルシェの提案は必ず含むこと、事業範囲は予定であり、周辺の計画との調整により縮小・拡大する可能性を考慮した計画とすることを求めています。

4ページをご覧ください。（3）土地所有者につきましては、主に神奈川県の土地となり、一部三浦市、国有地が含まれております。（4）主な法規制といたしまして、準工業地域であることのほか漁港施設用地であり、事業実施に当たっては漁港管理者との調整が必要であることを明記しています。

5ページ、（6）敷地内の状況としまして、事業用地内に現存する建物・施設の一覧を掲載しています。

6ページ、4 導入機能・施設の内容及び条件については、利活用について応募者からの提案を受けることを前提としており、市から具体的な内容を示すことはしません。（1）既存施設の考え方として、ア うらりマルシェについては市の施設である市民ホールを併設していることから、所有管理形態を踏まえた提案とすること、建替カリノベーションか応募者が選択することとしています。イ 三崎まぐろ加工センターについては現在、市が進めている漁港機能高度化に向けた水産関連施設の更新・集約を図る公共事業との合築についても提案可能としています。ウ 新港海業センターやエ 神奈川県漁連直売所については既存事業者との調整案を示すことを記載しています。

7ページ、（2）提案事業に対する条件（留意点）については、最終

的に選定された事業者は三浦市と連携するパートナーとして、三崎漁港グランドデザインを念頭に進める公民連携事業であること、海業振興を全体のコンセプトとすること、事業用地のみならず漁港全体の総合的な振興を図ること、漁業関係者や既存事業者などとの連携方法を具体的に示すことを求めています。

8ページ、5 事業手法（1）基本的な考え方として、広く民間事業者の皆様からアイデアを募り事業化する公民連携事業（PPP）であることを示しています。次に、（2）用地利活用形態について、令和5年の法改正により創設された漁港施設等活用事業に基づく漁港施設の貸付制度を活用することを予定しています。貸付期間は最大30年となっており、賃料や貸付条件については神奈川県との協議により決定します。

9ページ、6 契約の枠組みについて、本審議会での優先交渉権者決定の後、事業推進体制の役割などを定めた基本協定を締結し、事業を進めて参ります。7 事業スケジュールについては、令和6年3月に優先交渉権者の選定、令和6年12月に基本協定の締結、令和7年12月までに基本計画の策定や漁港施設の貸付手続きまで進める予定です。

10ページ、8 事業実施に係るリスク・責任等の分担については、優先交渉権者の選定後、市と優先交渉権者との協議を行い、基本協定などにおいて明確にいたします。

11ページ、III 事業者の募集に関する事項について説明します。1 基本的な考え方として、公募型プロポーザル方式により事業者を募り、本審議会で選考します。

12ページ、5 募集スケジュールについて、本審議会でご指摘いただいた事項を修正したのち、令和6年1月30日に募集要項等の公表を行い、質問の受付・回答を経て2月22日までに応募表明の受付、3月15日までに事業提案書の提出を受け、3月25日に応募者ヒアリング、3月29日に優先交渉権者の選定と予定しております。

12ページ後半から14ページまで、応募手続きについての基本的な事項を記載しています。

15ページ、IV 応募資格に関する事項では、1 基本的要件として応募者が提案する施設を整備し、事業期間中安定して事業を運営できる能力を有していることや資格要件を示しています。

17ページ、V 事業者の選定（提案の審査）に関する事項について説明します。審査は公募型プロポーザル方式で行い、2 審査方法のうち（1）適格審査については事務局にて行い、（2）提案書類審査については審議会にて専門的見地から審査をいただきます。

18ページは3 審査フロー、19ページ以降に4 審査項目、審査の視点及び配点を記載しています。（1）事業計画を260点、（2）うらりマールシェに関する施設の整備計画を340点、（3）地域貢献を20点、（4）その他の優れた提案を120点、総得点を740点としています。採点において

ては事業用地が流動的であることや事業時期についても開始まで数年かかることが想定されることから、事業計画のフレキシビリティや既存施設・事業者への対応、うらりマルシェの改修スキーム、事業全体への投資予定額などの視点も取り込みたいと考えています。なお、本件の採点におきましては、先程もご説明したとおり、三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領に基づき、興和グループに対する加点を行います。総合得点740点の5%である37点をインセンティブとして加点します。これらすべての総合評価の算定により、点数の高い順に順位付けを行い、最も審査順位の高い提案を優秀提案として選定いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

【議長】 ありがとうございます。今の説明に関して、皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【○○委員】 提案がほぼフリーハンドになると思いますが、制約条件として例えばうらりマルシェについては市が所有で良いでしょうか。

【事務局】 現在、第三セクターである三浦海業公社が所有していますが、同建物内の市民ホールは区分所有で市が所有しています。

【○○委員】 市民ホールについてもその機能を含めるということでしょうか。

【事務局】 現状ではそのとおりです。

【○○委員】 その際の市の役割を明記する必要はありませんか。

【事務局】 市民ホールについて現在と同等の機能を持たせることなどは記載しないといけませんが、前提条件として建替カリノベーションなのかについてはフリーハンドで提案してもらいたいと考えています。

【○○委員】 市の負担が建替カリノベーションかで大きく変わると予想されますが、それについては採点には影響しないということでしょうか。

【事務局】 全体としてうらりマルシェがどうなるかという点が地域活性化の面で重要なので、ご指摘の部分もしっかり見てはいく必要がありますが、できるだけ事業者を拘束せず提案をしてほしいと考えています。

【○○委員】 リノベーションする場合、現況調査などにも時間が掛かるかと思いますが、12ページの事業スケジュールのなかで募集から提案までの時間が短いように感じますが、皆様のご意見をお伺いできますか。

【○○委員】 確かに短いとは思います。

【事務局】 事務局としてもかなりタイトなスケジュールという認識はありますので、委員の皆様にご意見を頂戴したいと考えていました。○○委員からご指摘のあったデューデリジェンスについては事業者としてあまり時間

を掛けないので私は思いますが、提案にはある程度の時間を必要とすると考えられますので、そちらは少し延ばしたほうが良いかもしれません。率直なご意見をいただければと思います。

【○○委員】 期間は定めれば事業者は対応すると思います。この募集要項からは既存事業者との調整は相当部分を市が行ってくれるのだろうという印象を受けます。その上で県が許可を出せば動けるので、期間としては問題ないだろと思います。私の懸念点として、大部分を選定事業者の責任の上、フリーハンドでやることに対して、公共が関与する仕組みをしっかり入れる必要があると感じます。協定1本だけでコントロールがしきれるのか、選定事業者の案が市民の納得のできるものになるのか、市として30年先まで含めて責任を持てるかという視点を重視していただきたいと考えます。協定の内容などに市が関与する仕組みをしっかり含めてプロポーザルを行うべきではないでしょうか。

【事務局】 事業者はSPCを作つてプロジェクトファイナンスを組むと予想されますので、市としてその資本にしっかりと入り込むことが重要であると考えています。

【○○委員】 そういう内容を募集要項に入れても良いのではないですか。

【事務局】 様々なスキームが考えられるため含めていませんでしたが、内容に含めた方が事業者にとってもわかりやすいということであれば、そのように修正いたします。

【○○委員】 募集要項自体、これからまた更新されるということですね。

【事務局】 はい。

【○○委員】 わかりました。市の重要な土地を30年間1者が担うということになると市にとって不利益が生じる可能性もあるのでしっかりと含めていただくのが良いと思います。ほかに細かい点になりますが、漁港区域における市が整備する部分についての説明がわかりにくく感じます。それがどのような計画かにより、事業用地の活用方法や価値付けも変わると考えられるため、もう少し具体的に書いたほうが良いと思います。将来活用可能性のある資源がどの施設で、代替場所を提案するにあたりどの範囲までなら可能なのかなど、事業者にとってわかりやすく記載すべきではないでしょうか。

【事務局】 3ページに、水産機能集積について加筆いたします。

【○○委員】 市のやりたいことを意思表明していただくことで、提案しやすくなると思います。

【事務局】 承知しました。表現の変更なども検討します。

- 【〇〇委員】 1ページ、 | はじめにに興和グループの社名が入っていると他の事業者が提案しにくいと感じるかもしれません。
- 【事務局】 制度実施要領に基づくプロポーザルのため、加点される提案事業者が明確なほうが良いのではないかという考え方で含めております。
- 【〇〇委員】 そういうことであれば良いかと思います。
- 【〇〇委員】 〇〇委員のご指摘のとおり、公共部門がどのように関与するのかは明確にしておく必要があります。
- 【事務局】 〇〇委員、〇〇委員のご意見を踏まえて、特に6ページについては内容を充実させます。
- 【〇〇委員】 SPCに市は入れるのでしょうか。
- 【事務局】 問題ないと思います。通常の株式会社への出資と変わらないと考えられます。
- 【〇〇委員】 公有地での事業運営ということで、公共性を保つ必要があるため市が関与していくという姿勢を示す必要があると思います。
- 【〇〇委員】 三崎漁港の資源はマグロの水揚げを間近に見られることです。海業の具体的なコンセプトが事業者には伝わりにくいと思うので、三浦市としてこういうものを資源として重要視しているということもわかりやすく示しても良いのではないでしょうか。
- 【事務局】 見学可能な加工場などの工夫を求めたいとは考えています。マグロは資源だと考えていただける事業者がほとんどではないかと思っております。
- 【〇〇委員】 18ページの審査フローに「海業の理念」とありますが、三浦市にとっての海業の理念が具体的に記載されている部分はありますか。
- 【事務局】 1ページ、 | はじめにおいて「海業とは、海の持つ多様な価値や潜在能力を経済活動の対象とする産業群や業種の集まりの総称」と述べていますが、幅広い活動が海業とされます。海での活動は概ね海業になると思いますので、海を活用してもらうこと、さらに地域活性化が促進されるような取組を海業の理念として評価することとしています。
- 【〇〇委員】 ページ1の文章は海業の定義のようを感じますので、理念をより詳しく記載しても良いのではないでしょうか。
- 【事務局】 この定義に基づく地域活性化が理念ということになると思いますが、検討いたします。
- 【議長】 本件については、委員の皆様にご指摘いただきました点を一部修正の

上、決定という流れでよろしいでしょうか。

【事務局】 いただいたご意見を整理して修正し、メールにてお送りして再度ご意見を伺います。その内容に承認いただければ進めさせていただき、必要があれば審議会を再度開催させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。本日いただいた意見の限りでは、そこまでは必要ないのではと考えております。

【議長】 修正意見をいただいた上で会長及び事務局に一任いただくことによろしいでしょうか。

«「異議なし」の声»

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。今後の流れについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 繰り返しのご案内となりますが、ご意見を反映した上で委員の皆様に改めてご確認いただき、最終案とさせていただきたいと思います。今後ともご対応の程、よろしくお願ひいたします。

閉会

【事務局】 各委員の皆様におかれましては、長時間にわたる活発なご議論ありがとうございました。これを持ちまして第1回審議会を閉会とさせていただきます。

以上